**大阪府入札監視委員会 第2部会 平成21年度第1回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　平成21年6月26日（金）午後1時30分から午後5時まで

２　場所　　大阪府立男女共同参画・青少年センター　特別会議室

３　出席委員　　部会長ほか委員3名

４　審議対象期間　　平成20年12月1日から平成21年3月31日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中の入札参加停止の状況、談合情報の処理状況について内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数314件の中から次の13件を委員が任意抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

　(1)建設工事

　　【一般競争入札】

　　　・大阪府警察本部留置施設住之江分室（仮称）新築工事（契約金額387,450千円）

　　　・大阪府営瓜破西第2期高層住宅（建て替え）新築工事（第2工区）（契約金額389,375千円）

　　　・大阪府家畜保健衛生所新築機械設備工事（契約金額77,490千円）

　　　・南大阪湾岸 周辺緑地外植栽工事（中地区）（契約金額3,756千円）

　　　・大阪府立茨木高等学校記念館大規模改修その他工事（契約金額27,604千円）

　　　・信号機改良工事（第35回）（設置工事）（契約金額29,925千円）

　　　・大阪府高槻警察署女子当直室等改修工事（契約金額4,977千円）

　　　・大阪府門真運転免許試験場電子サーバー室改修工事（契約金額8,610千円）

　　【随意契約方式】

　　　・茨木郡山住宅等エレベーター棟増築工事（その2）（契約金額287,149千円）

　　　・信号機改良工事（第39回）（設置工事）（契約金額19,561千円）

　(2)測量・建設コンサルタント等業務

　　　・信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第58回）（契約金額2,625千円）

　(3)委託役務業務

　　　・大阪府総務サービス運営業務（契約金額3,924,165千円）

　(4)物品購入

　　　・小売物価統計調査価格報告者報償品（契約金額3,066千円）

６　審議の結果　　抽出した13件の処理状況は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答　　別添のとおり

（別 添）

|  |  |
| --- | --- |
|  質問  | 回答  |
| 【大阪府警察本部留置施設住之江分室（仮称）新築工事】 【大阪府営瓜破西第２期高層住宅（建て替え）新築工事（第２工区）】 ○ 低入札基準調査価格を下回る金額での落札であったので、見積もりが適正か、工事の品質が確保できるかを確認したとのことだが、どのように調査したのか。 ○ 「入札参加制限工事」に重複参加が可能となる条件として「低入札価格調査基準価格」未満での入札が1件以下であることと記載されているが、この条件に適合しているかは、いつの時点でチェックするのか。 また、1件以下とすることにどんな効果があるのか。 ○ 1つの案件に「低入札価格調査基準価格」未満で応札する能力のある業者は、他の案件にも 「低入札価格調査基準価格」未満で応札することができるのではないか。 入札参加制限工事とされている４工事のうち受注できるのは1件とされている。つまり、複数の工事に「低入札価格調査基準価格」未満で応札したとしても、受注できるのは1件なのだから、応札を制限する意味はないのではないか。  | ○ 入札価格説明書の提出を求め、積算の内容、施工計画等について、設計・積算の責任者にヒアリングし、その内容が適正かどうかの裏付けをとりながらチェックした。 また、品質確保の観点から工事の着手後において設計図書、工事仕様書に適合しているかを十分点検・検査するとともに、監理技術者が適切に配置されているかの確認も行った。 ○ 開札後、速やかに確認している。 「低入札価格調査基準価格」未満で応札するためには、一般管理費等コストを厳しく精査する必要がある。これを複数行うのは困難であろうと考えている。また、複数の案件で「低入札価格調査基準価格」未満で応札し、落札候補者となった場合、開札の順に低入価格調査を行うこととなるので、落札決定に時間を要する。 このため、「低入札価格調査基準価格」未満での入札1件以下としている。 ○ 平成２１年度から、１２億円以上の大規模工事については、一定の条件はあるが、「低入札価格調査基準価格」未満での入札件数の制限をなくしている。  |
| 【大阪府立茨木高等学校記念館大規模改修その他工事】 ○ 契約を解除した理由は何か。 ○ 契約を結ぶ段階では、役員が暴力団員であることはわからなかったのか。 ○ 契約解除後の工事はどうしたのか。  | ○ 受注業者の役員が暴力団員であることが大阪府警からの通報により判明したため、契約約款に基づき契約を解除した。 ○ 大阪府警が傷害事件を端緒として、捜査をしていく中で、関係者の証言、収集された関係資料から、受注業者の役員が暴力団員として活動していることが判明したものと聞いている。 ○ その後、随意契約を締結し、平成21年6月末に完成する予定である。  |
| 【大阪府門真運転免許試験場電子サーバー室改修工事】 ○ 2番札の業者と契約しているのはなぜか。 ○ 落札候補者となりながら、必要な資料を提出しない業者にペナルティーは課さないのか。  | ○ 1番札の業者が技術審査資料を提出しなかったため無効とし、2番札の業者と契約した。 ○ 入札参加申請から入札書提出までの間であれば、辞退は自由でありペナルティーは課していない。 また、落札候補者になった後に必要な資料を提出しない業者についてもペナルティーは課していない。一方落札決定をしてから、業者が辞退すれば、入札参加停止や違約金といったペナルティーを課している。 落札候補者になった後に必要な資料を提出しない業者について、何らかの対応が必要であると考えており、現在、どのように対応するか検討しているところである。  |
| 【大阪府営茨木郡山住宅等エレベーター棟増築工事（その２）】 ○ 当初入札により契約した業者が倒産したため、残工事を今回随意契約したとのことだが、残工事の契約金額と当初の契約金額にあまり差がないのはなぜか。 ○ 工期の末期にもかかわらず、１０％しか進捗していなかったとのことだが、工事の進捗管理はどのように行っていたのか。  | ○ 契約を解除した時点での進捗率は約１０％であった。再発注にあたり、エレベーターメーカー等から再度見積もりを徴取し、工事金額を算定している。しかし、算定した時期は、鋼材等の建設資材が急騰している時期であり、またエレベーターの本体工事も値上がりしていたため、再発注工事の金額が高くなったもの。 ○ 建築基準法に定められている計画通知を特定行政庁に提出しなければならないが、当初の契約業者が、建築基準法の改正もあってこの計画通知の手続きに手間取り、出来高が低くなったものである。 この間、何度も事情聴取を行い、手続きを進めるよう督促した。  |
| 【信号機改良工事（第３９回）（設置工事）】 ○ 入札を行ったが応札がなかったため、随意契約したとのことだが、応札がなかったのはなぜか。  | ○ 工事を施工する交差点は大交差点であるため、工事施工に必要な道路使用許可は平日の夜間、若しくは日曜、休日に施工するような規制がかかる。また、交通情報板・旅行時間計測装置の大型機器の移設も含まれており、技術的にも難度の高い工事である。 そのため、 夜間等の工事作業要員の確保と、大型機器の移設という主任技術者相当の知識を持った人を確保することが困難と判断して、応札がなかったものと推測している。  |
| 【信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第５８回）】 ○ 第58回とあるが、同時期に何回くらい発注したのか。 ○ 58回から67回の落札状況はどうなっていたか。○ 参加資格を有する業者は、限られているのか。 ○ 発注を67回に分けたのはなぜか。 | ○ 交通信号機等安全施設の整備に係る設計については、工事発注を踏まえて、設計種別、路線及び地域を勘案し、平成２０年度は６７回発注した。 ○ Ａ社が1件、Ｂ社が４件、Ｃ社が２件、 Ｄ社が３件落札している。○ 6社である。拡大を図っているが、信号機という特殊な安全施設であり、参加業者が増えない。 ○ 設計の工期を短くするために分割した。 |
| 【大阪府総務サービス運営業務】 ○ 入札参加資格として「システム開発及び運用業務について締結した契約を、平成18年4月1日からこの告示の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。」とあるが、これに該当する業者は何社あるのか。 ○ 予定価格はどのように定めたのか。  | ○ 調査はしていないが、金額を要件としておらず、国や他の地方公共団体においても数多くのシステム開発・運用業務がなされており、また、民間における実績も認めているので、多くの業者が該当すると思われる。 ○ システム運用は、労働集約型の業務なので必要な人月に単価をかけて価格を積算している。 また、サーバーを用意する必要があるので、その調達コストも見積もっている。  |
| 【小売物価統計調査価格報告者報償品】 ○ 1社の入札が無効となっているが、その理由は何か。 ○ 紅茶・ジャム・クッキー等の購入だが、この場合の審査資料とはどのようなものか。 ○ 入札参加資格を満たしている業者は何社あったのか。  | ○ 技術審査資料を提出しなかったため無効とした。 ○ 仕様書に示した参考品リストと同等品であるかを確認するため、納入物品のリストとカタログの提出を求めている。 ○ 18社であった。 平成19年度は「贈答用品」での登録業者のみを参加対象としていたが、平成20年度は、「日用品類」「百貨店・商社」を追加した。  |